

「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関する
ワーキング・グループ（第18回）

平成26年12月3日（水）午後3時30分
日本証券業協会 第4会議室

議 案

1. 自主規制規則の見直しに関する提案（「広告等に関する指針」
の「表示することが望ましい事項」の変更について）
2. その他

以 上

「広告等に関する指針」の「表示することが望ましい事項」の変更について

平成 26 年 12 月 3 日

1. 提案内容

「広告等に関する指針」において、Ⅲ. 債券の 1. 新発債券における広告等の (2) 表示することが望ましい事項として、②利率（個人向け国債等、固定金利又は変動金利である旨、利率の決定方法、税引後利率を併記）、⑦利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。））とある。また同様に、2. 既発債における広告等にも (2) ②表示することが望ましい事項として、ロ. 利率（税引後利率を併記。変動金利である場合は利率の決定方法を併記）、へ. 利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。））とある。

ついては、これら債券における広告等の表示することが望ましい事項として、利率及び利回りの表示をする際の税引後利率及び税引後利回りを併記する旨を削除してはどうか。

2. 提案理由

平成 28 年 1 月 1 日以降の金融所得課税の一体化により、個人の特定公社債にかかる利子所得は申告分離課税となり、上場株式等の配当・譲渡所得等と損益通算が可能となる。例えば、特定口座・源泉徴収あり口座の場合、年中に支払われた利子がある場合かつ年末時点で譲渡損がある場合、損益通算が行われ還付を受けることができる。還付を受けた投資家と受けなかった投資家では、最終的に受取とることができた利子所得が異なることとなり、投資家にとっての、最終的な税引き後の利率や利回りは、一律であるとはいえない。

ついては、一律に 20.315%の税引後利率や税引後の利回り表示することは投資家に誤解を生じさせることとなるため、表示することが望ましい事項から削除してはどうか。

3. 広告等に関する指針該当箇所

広告等に関する指針
Ⅲ. 債 券 1. 新発債等における広告等 (1) 必要表示事項 (省 略) (2) 表示することが望ましい事項 ① (省 略) ② 利率（個人向け国債等の場合、固定金利又は変動金利である旨、利率の決定方法、 <u>税引後利率を併記</u> ） ③ ～⑥ (省 略) ⑦ 利回り（ <u>税引き後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）</u> ） ⑧ ～⑯ (省 略) 2. 既発債における広告等 (1) 既発債の広告等を作成できる場合 (省 略) (2) 広告等における表示事項 ① 必要表示事項 (省 略) ② 表示することが望ましい事項 イ. (省 略) ロ. 利率（ <u>税引後利率を併記</u> 。変動金利である場合は利率の決定方法を併記） ハ～ホ. (省 略) ヘ. 利回り（ <u>税引き後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）</u> ） ト～タ. (省 略)

4. 参考

（１）本件に関する自主規制会議（平成 26 年 7 月 15 日開催） 有識者からのコメント
・「広告等に関する指針」において表示することが望ましいとされる事項のうち、利率及び利回り表示に関する「税引き後」の表示を削除する件については、参考数値との役割もあり、慎重にすべきではないか。

（２）全国銀行公正取引協議会「銀行業における表示に関する公正競争規約」
・「期間の定めのある預貯金等の金利を表示する場合の必要表示事項」において、「税引後の金利」（税引後の金利を利回りで表示する場合には、税引後の利率の表示は不要）を規定している。

(3) 関係法令諸規則

① 不当景品類及び不当表示防止法第4条1項1号・2号（不当な表示の禁止）

- ✓ 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- ✓ 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

② 金融商品取引業等に関する内閣府令第117条1項2号（禁止行為）

- ✓ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

③ 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第4条5項（禁止行為）

- ✓ 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの

以 上

「広告等に関する指針」の「物価連動国債」の変更について

平成 26 年 12 月 3 日

1. 趣旨

物価連動国債については、現在個人への譲渡が禁止されているが、平成 28 年 1 月以降に満期を迎える物価連動国債については、平成 27 年 1 月より譲渡制限を解除し、個人及び現在告示で指定されていない法人（以下、合わせて「個人等」という。）による保有が可能となる。これを受け、以下のとおり「広告等に関する指針」を修正してはどうか。

2. 「広告等に関する指針」新旧対照表

改 正 案	現 行
Ⅲ. 債 券 4. 個別銘柄の広告等 (1)～(3) (省 略) (4) 物価連動国債 ① 次の事項を表示する。 ・元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨 ・利金額及び償還金の決定方法並びにフロア <u>(連動係数が 1 を下回った場合でも額面金額で償還される設計)</u> の有無について ② 財務省が作成したリーフレット等を広告等として利用する場合に、当該リーフレット等と併せて必要表示事項が表示された資料を交付していれば、顧客から見て一体性が認められると考えられることから、広告等規制に沿った対応であると考えられる。【パブコメ No. 54, 55, 258】 ※物価連動国債に関する広告等においては、元本及び利子の支払いについて、発行者の信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。	Ⅲ. 債 券 4. 個別銘柄の広告等 (1)～(3) (省 略) (4) 物価連動国債 ① 次の事項を表示する。 ・元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨 ・利金額の決定方法 ② 財務省が作成したリーフレット等を広告等として利用する場合に、当該リーフレット等と併せて必要表示事項が表示された資料を交付していれば、顧客から見て一体性が認められると考えられることから、広告等規制に沿った対応であると考えられる。【パブコメ No. 54, 55, 258】 ※物価連動国債に関する広告等においては、元本及び利子の支払いについて、発行者の信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。

以 上

今後の検討事項について

平成 26 年 12 月 3 日

1. 企業内容等開示ガイドライン等の改正を踏まえた「広告等に関する指針」の改正の検討について
 - ・ 企業内容等開示ガイドライン（平成 26 年 8 月 27 日公表）の改正を踏まえ、内部管理態勢等検討ワーキング・グループ及び自主規制規則の改善ワーキング・グループで、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」並びにその考え方の見直しが協議されている。
 - ・ 見直しの内容として、アナリスト・レポートの公表等を制限することにより、投資家に対して、当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ることから、原則として、アナリスト・レポートの公表等を行うことに留意して審査を行うといった内容である。
 - ・ 上記見直し内容を踏まえ、「広告等に関する指針」における「Ⅱ株式 2. セカンダリーにおける広告等 ③「注目銘柄」等の表示に関する留意事項 ハ、法人関係情報の有無の確認」についての改正の必要性を本ワーキングにおいて検討をお願いしたい。
2. ウェブサイト上の表示のあり方等に関する検討について
 - ・ 高齢者ガイドラインの制定（平成 25 年 10 月 29 日）に伴い、高齢顧客によるインターネット取引についても、表示や運用のあり方の工夫について検討の余地があるのではないかとの意見を受け、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を設置し、有識者を交え意見交換を行った（平成 26 年 7 月～10 月に 3 回開催）。
 - ・ 同懇談会において、ウェブサイト上のランキング表示（広告）等について、「広告等に関する指針」の見直しを含めて、自主規制の一環として検討を行う方向性が示されたことから、本ワーキングにおいて検討をお願いしたい。
3. 景品類として有価証券を提供する行為に関する検討について
 - ・ 昨今、複数の協会員において、口座開設や入金キャンペーンの景品として、実質的に株券や投資信託等の有価証券を顧客に提供するキャンペーンが実施されている。
 - ・ 「広告等に関する指針」の付録 1 「景品類の提供に関する留意事項」において、景品類として有価証券を提供する行為については記載がない。
 - ・ 景品類として有価証券を提供する行為について、「不当景品類及び不当表示防止法」において有価証券は景品になり得ると定義されているが、金融商品取引業者として留意すべき事項がないかを本ワーキングにおいて検討をお願いしたい。

以 上

参考 1

景品類として有価証券を提供する行為 参考事例

平成 26 年 12 月 3 日

	事例 1	事例 2	事例 3
キャンペーン名	〇〇株（米国株式）プレゼントキャンペーン	N I S A口座開設で投資信託買付代金 〇〇円分プレゼント	日本株のお取引で、米国株プレゼントキャンペーン
キャンペーン内容	対象期間中に口座開設の上、〇〇万以上を入金し、米ドルへの為替取引を行った顧客のうち先着××名に、米国株式の特定銘柄をプレゼント	対象期間中にN I S A口座を開設した顧客に、投資信託買付代金〇〇円分をプレゼント	対象期間中に国内株式を一定以上取引した上で、米国株式を買付した顧客のうち抽選で××名に、米国株を一株プレゼント
条件	① 口座開設（外国証券取引口座を含む） ② 〇〇万以上を入金し、米ドルへの為替取引を行った顧客 ③ ①～②の条件を満たした顧客から先着××名	① N I S A口座開設全員	① 日本株の取引手数料が〇万円以上 ② キャンペーンにエントリー ③ 外国証券取引口座を開設（既開設顧客は不要）し、米国株式を買付 ④ ①～③の条件を満たした顧客から抽選で××名
景品	米国株式の特定銘柄を顧客にプレゼント ⇒実際には、当該特定銘柄の買付代金をプレゼント	投資信託買付代金 〇〇円分プレゼント ⇒実際には、B社が指定（複数の銘柄のうち一つ）する特定の投資信託の買付代金をプレゼント	米国株を一株プレゼント ⇒実際には、米国株式の買付代金と取引手数料をプレゼント

以 上